

注

◎東京都港区告示第五十七号  
 昭和四十二年東京都港区議会第二回定例会を、六月二十六日に招集する。  
 昭和四十二年六月十九日  
 東京都港区長 小田清一

◎東京都港区告示第五十八号  
 建築基準法第四十二条第一項第五号の規定に基づき指定した道路の位置を、次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は本区建設部建築課に備えて置いて縦覧に供する。  
 昭和四十二年六月二十六日  
 東京都港区長 小田清一

|      |              |                   |                                  |                             |                                 |
|------|--------------|-------------------|----------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|
| 変更番号 | 変更年月日        | 変更の位置             | 道路の中央線(メートル)                     | 道路の延長(メートル)                 | 申請者氏名                           |
| 第十号  | 昭和四十二年六月二十六日 | 港区芝三田小山町二十六番地四・五号 | 四・五・四〇〇〇<br>五・五・四〇〇〇<br>六・〇・三〇〇〇 | 廃止<br>八九・六〇<br>指 定<br>一六・三〇 | 株式会社<br>日本勧業銀行<br>代表取締役<br>武田清作 |

◎東京都港区告示第五十九号……別冊  
 ◎東京都港区告示第六十号  
 建築基準法第四十二条第一項第五号の規定に基づき、次のとおり、道路の位置を指定した。  
 なお、関係図面は、本区建設部建築課に備えて置いて縦覧に供する。  
 昭和四十二年六月三十日  
 東京都港区長 小田清一

|      |              |                 |             |             |                           |
|------|--------------|-----------------|-------------|-------------|---------------------------|
| 指定番号 | 指定年月日        | 指定の位置           | 道路の幅員(メートル) | 道路の延長(メートル) | 申請者氏名                     |
| 第十一号 | 昭和四十二年六月二十九日 | 港区南麻布三丁目一〇五番地八号 | 四・〇〇        | 六五・六〇       | 丸茂商事株式会社<br>代表取締役<br>岡 醇一 |

◎東京都港区告示第六十一号  
 公有水面埋立てに伴い、本区の区域内にあらたに次の土地を生じたので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、これを確認した。  
 昭和四十二年七月五日  
 東京都港区長 小田清一

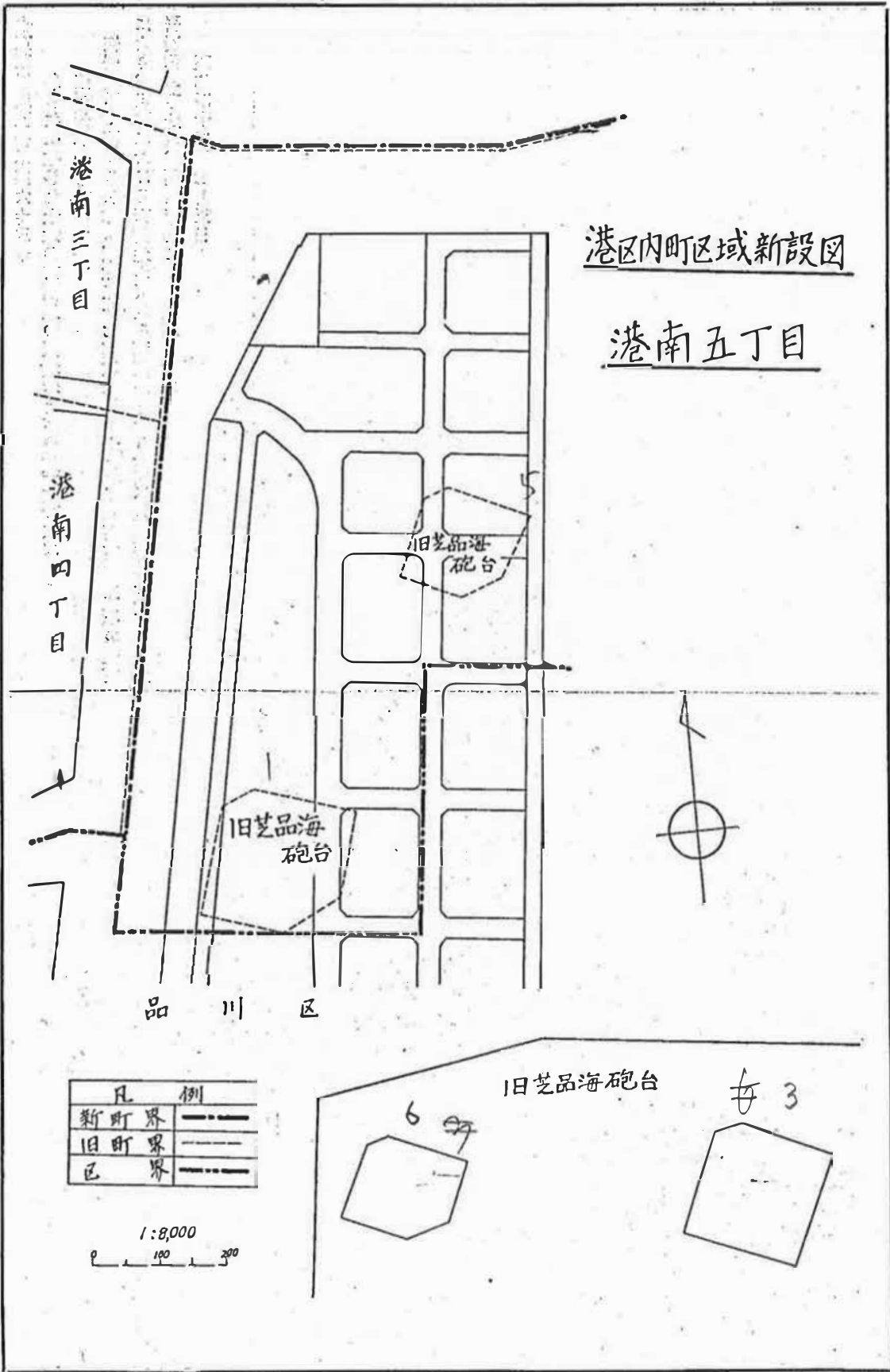
- 記
- 一 あらたに生じた土地の所在
- 1 品川埠頭埋立地A区域
  - 2 品川埠頭埋立地B区域
  - 3 品川埠頭埋立地C区域
- 二 面積
- 1 三万四千七百三十一・五二平方メートル
  - 2 六万四千四百二十五・二九平方メートル
  - 3 一万一千九百七十一・五三平方メートル

◎東京都港区告示第六十二号  
 公有水面埋立てに伴い、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により本区内の町の区域を別図に示すとおり新設し、昭和四十二年八月一日から施行する。  
 昭和四十二年七月五日  
 東京都港区長 小田清一

改正第82号告示の  
 (備録) 22/10.4

港区内町区域新設図

港南五丁目



| 凡   | 例   |
|-----|-----|
| 新町界 | ——— |
| 旧町界 | ——— |
| 区界  | ——— |

